

DS-672.1 デジタル社会推進実践ガイドブック

# ウェブアクセシビリティ 広報向けガイドブック

## Web Accessibility Guide for Public Relations

2025 年 (令和 7 年) 10 月 16 日  
技術検討会議サービスデザインタスクフォース

Informative

# ウェブアクセシビリティ広報向けガイドブックとは

デジタル庁では、2022年に「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」を公開しました。これは、ウェブアクセシビリティの考え方や概要、取り組み方のポイントを解説したガイドブックで、ウェブアクセシビリティに初めて取り組もうとしている行政官の方や事業者に向けた資料として広く活用されています。

ウェブアクセシビリティ導入ガイドブックが、ウェブアクセシビリティの基礎や確保する上で達成すべきことなど、ウェブアクセシビリティ導入の契機となることを記しているのに対し、本広報向けガイドブックは、ウェブサイト構築後に作成・追加されるコンテンツのアクセシビリティをどのように確保すべきかに焦点を当てました。特に、動画やSNSを活用したコンテンツ作成において、行政の広報担当者が心掛ける点や満たすべきポイントを記載しています。

広報活動では、ウェブコンテンツとしてだけでなく、印刷物やテレビ、イベント等の様々な媒体で、同じ広報資料・素材を展開して情報発信が行われることがしばしばあります。パンフレットや映像等の様々な広報資料をウェブコンテンツとして掲載する際、ウェブアクセシビリティを確保するために必要なことや対応方法を記載しています。本ガイドブックを参考にしながら、できるところから広報のワークフロー改善に役立ててください。

※なお、本広報向けガイドブックでは、以降「ウェブアクセシビリティ」と同等の意味の言葉として「アクセシビリティ」という表記を用います。

## CONTENTS

ウェブアクセシビリティ広報向けガイドブックとは	1
-------------------------	---

# 1

概要	5
1.1    背景と課題	5
1.2    対象読者	6
1.3    記述内容と構成	6
1.4    利用と配布	7
1.5    改訂履歴	7

# 2

広報活動におけるアクセシビリティの基本	8
2.1    利用者の様々な特性に応じたアクセシビリティの確保	8
2.1.1    視覚障害／見えづらさを感じる利用者の特性	9
2.1.2    聴覚障害／聞こえづらさを感じる利用者の特性	10
2.2    考慮すべき利用環境・利用シーン	10
2.3    アクセシビリティ確保の方針と対象範囲を確認する	11
2.3.1    ウェブアクセシビリティ方針を確認する	11
2.3.2    ウェブアクセシビリティ方針がない場合は策定する	11
2.3.3    新たに作成するコンテンツが、アクセシビリティ確保の対象範囲に含まれるか確認する	12
2.3.4    方針に掲げる適合レベルを問わず、必要に応じ十分な品質を満たすことを目指す	12
2.4    企画段階でのアクセシビリティ確保	12
2.4.1    代替テキストの作成が必要になるイラスト、図表の洗い出し	12
2.4.2    見た目の装飾をしたいときは画像ではなくCSSのみで行う	13
2.4.3    代替テキストにおいても、トーンアンドマナーに気を配る	13
2.4.4    PDF、スライド等の資料は、適切なフォーマットになっているか確認する	14
2.4.5    動画配信を予定している場合、キャプション(字幕)や手話をつけ、聴覚情報の取得ができる状態を確保する	14

## CONTENTS

# 3

2.4.6	音声のない動画を作成しようとしていないか確認する	14
2.4.7	SNSで発信する場合、画像にどのような代替テキストを付与するか検討する	14
2.5	編集・作成段階でのアクセシビリティ確保	15
2.5.1	図表のアクセシビリティ確保	15
2.5.2	動画のアクセシビリティ確保(配信サービスの対応状況を確認する)	15
2.5.3	ライブ配信のアクセシビリティ確保	16
2.6	ウェブサイトを用いた広報の調達	16
2.6.1	ウェブサイトを調達する際に調達仕様書に記載すべき事項	16
2.6.2	納品物の規定	18

## 映像コンテンツ・動画配信におけるアクセシビリティ

3.1	動画の企画時の整理	19
3.1.1	映像・音声等の知覚手段に応じた情報の整理を行う	19
3.1.2	配信手法に応じた検討の実施	20
3.2	動画のアクセシビリティ確保	20
3.2.1	キャプション(字幕)	20
3.2.2	手話	21
3.2.3	音声ガイド(音声解説)	22
3.2.4	書き起こしテキスト	22
3.3	動画コンテンツの種類・配信方法に応じた対応	22
3.3.1	音声のみで映像がないコンテンツのアクセシビリティ確保	22
3.3.2	映像のみで音声がない動画コンテンツのアクセシビリティ確保	22
3.3.3	音声つきの動画のアクセシビリティ確保	23
3.3.4	ライブ配信のアクセシビリティ確保	23
3.4	動画撮影・編集時の工夫	23
3.5	動画に限定されない達成基準への対応	24
3.6	動画制作におけるアクセシビリティ確保の手順と実例	24
3.6.1	キャプション(字幕)の作成	24
3.6.2	書き起こしテキストの作成	26
3.6.3	音声ガイド(音声解説)の作成方法	27
3.6.4	字幕生成ツールや音声ガイドツールの活用	28
3.6.5	動画へのリンクテキスト	29

## CONTENTS

4

### SNSでのアクセシビリティ確保 ..... 30

- 4.1 SNSの位置付け ..... 30
- 4.2 ツールの選定とツールごとの対応 ..... 31

5

### 評価と改善 ..... 32

- 5.1 コンテンツチェックリストの活用 ..... 32
- 5.2 改善のサイクル ..... 34

6

### 付録 ..... 35

- 6.1 リンク集 ..... 35

### 索引 ..... 36

# 1

## 概要

### 1.1

### 背景と課題

省庁や自治体のサービス開発におけるアクセシビリティ対応は、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(総務省)の浸透もあり、調達仕様書等におけるアクセシビリティ要件の記載、ウェブアクセシビリティ方針の公開、JIS X 8341-3:2016に基づく試験の実施・試験結果の公開などを通じて、取り組みの可視化が進んできています。

一方で、コンテンツの提示の仕方に関する配慮が及んでいないことや、動画やランディングページなど新たに作成されるコンテンツへの取り組みが十分ではない状況が見られます。ウェブサイト構築時にアクセシビリティ確保のための検討や改善が実行されていても、コンテンツ運用時や追加作成時の調達や作業において、アクセシビリティ確保のための要件が見落とされがちです。また、SNSへの投稿に際しても、ツールに対する理解が十分でないこと等に起因してアクセシビリティ確保を怠ったまま行われている場合があります。

近年、オウンドメディアやSNSを通じて、テキストでの情報発信に加え、画像や動画などテキスト以外の情報発信も積極的に行われています。画像や動画はテキストに比べてアクセシビリティが低く、とりわけ視覚情報・音声情報を含む動画については、動画自体のアクセシビリティを高めるとともに、適切な代替コンテンツの提供が必要です。SNSは、アクセシビリティ確保に関する機能がSNSごとに異なるため、SNSの仕様や設定等の正確な知識が不可欠です。いずれの場合においても、アクセシビリティ確保を適切に実施するためには、代替コンテンツの作成や設定作業において、一定の正しい知識や技術の習得が欠かせません。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第50号)」では、基本理念の一つとして「同一の内容を同一の時点で取得できること」を掲げています。キャプション(字幕)のない動画を先行公開しキャプション(字幕)のついた動画を後日公開するような運用は、この基本理念を満たすとは考えにくいでしょう。アクセシビリティ確保をイレギュラーな作業として捉えるのではなく、標準のコンテンツ作成プロセスとして扱うことがいかに重要であるかが理解いただけるはずです。

「DS-671.2 ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」(デジタル庁)で学んだ基礎的な事項に加え、本広報向けガイドブックを用いて実コンテンツ作成時の具体をイメージし、提供するすべてのコンテンツのアクセシビリティが向上することを願っています。

参考) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(基本理念)第三条「  
障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障  
害者でない者と同一の時点において取得することができるようすること。

## 1.2

### 対象読者

本広報向けガイドブックの対象読者は、「DS-671.2 ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」（デジタル庁）に準じますが、特に「外部に向けた情報発信、キャンペーン等を担当する行政の広報担当者」の実務にお役立ていただけるよう構成しています。

- 「DS-671.2 ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」[1.5 対象読者]（デジタル庁）

ウェブサイトおよびウェブアプリケーション（情報システム等）のそれれにおいて、ウェブアクセシビリティの向上に取り組む初心者の方が最初に読むことを想定して作成しました。主な対象読者は次の通りです。

1. 行政手続・申請等のデジタル化、情報システム開発プロジェクトの行政担当者
2. 外部に向けた情報発信、キャンペーン等を担当する行政の広報担当者
3. 上記のプロジェクトを受託する事業者の方（PM、デザイナー、エンジニア等）
4. ウェブアクセシビリティに取り組みたい民間事業者

## 1.3

### 記述内容と構成

本広報向けガイドブックは、概要、広報活動におけるアクセシビリティの基本、映像コンテンツ・動画配信におけるアクセシビリティ、SNSでのアクセシビリティ確保、評価と改善の5章で構成されます。「DS-671.2 ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」（デジタル庁）の[4. ウェブアクセシビリティの実践プロセス]とりわけ[4.2 広報活動でのウェブを使った情報発信]を増補するものです。

以降の各章では、実際のコンテンツ制作における具体を提示しますが、必要に応じて、「DS-671.2 ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」[3. ウェブアクセシビリティで達成すべきこと]（デジタル庁）を参照することで理解が深まります。

## 1.4

### 利用と配布

本広報向けガイドブックに掲載・発信している情報の著作権は、特記されていない限りデジタル庁に帰属し、特段の権利表記がない限り、「政府標準利用規約（第2.0版）※1」または互換性のある「CC BY 4.0（クリエイティブコモンズ（CC）-表示 4.0 国際）※2」に従う範囲で利用できます。

コピーライトポリシー（デジタル庁）※3

※1 政府標準利用規約（第2.0版）

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f7fde41d-ffca-4b2a-9b25-94b8a701a037/70143e67/20220523\\_resources\\_data\\_betten\\_03.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f7fde41d-ffca-4b2a-9b25-94b8a701a037/70143e67/20220523_resources_data_betten_03.pdf)

※2 CC BY 4.0（クリエイティブコモンズ（CC）-表示 4.0 国際）

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

※3 コピーライトポリシー（デジタル庁）

<https://www.digital.go.jp/copyright-policy>

## 1.5

### 改訂履歴

2025年10月16日 デジタル社会推進標準ガイドライン編入

# 2

## 広報活動におけるアクセシビリティの基本

### 2.1

### 利用者の様々な特性に応じたアクセシビリティの確保

「DS-671.2 ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」[2.1 ウェブアクセシビリティとは]（デジタル庁）に記載されている通り、一般的に「ウェブアクセシビリティが確保できている」状態とは、具体的に次のような状態になることが望されます。

- 目が見えなくても情報が伝わる・操作できること
- キーボードだけで操作できること
- 一部の色が区別できなくても情報が欠けないこと
- 音声コンテンツや動画コンテンツでは、音声が聞こえなくても何を話しているかわかること

ウェブは、映像や紙と異なり、利用者が自身の望む再生・閲覧手段を選択できるメディアです。たとえば、テキストを読み上げるスクリーンリーダーを使うことで、文字情報を音声情報として再生でき、視覚に障害のある方が情報を利用できます。このようにウェブは本来アクセシブルなメディアですが、必要な対応を欠いてしまうと、特定の利用者に情報やサービスを届けることができなくなってしまいます。例えば、動画コンテンツを提供する場合、視覚情報を視覚以外の手段でも、音声情報を聴覚以外の手段でも取得できるように、複数の情報伝達手段を利用しやすい状態を予め確保する必要があります。



図2.1

視覚障害、聴覚障害をはじめ身体障害者手帳所持者数は少なくとも415.9万人にのぼります。また、手帳を所持している人を含めた障害者の総数は推計値で1,164万人と、人口の9.3%を占めます。高齢者や一時的に障害がある状態の人なども含め、多くの人がアクセシビリティの確保による恩恵を受けるのです。

出典) 令和4年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu\\_chousa\\_r04.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu_chousa_r04.html)

本広報向けガイドブックの主な対象となるコンテンツとして、以下のようなものがあります。

- 画像(写真、イラスト、図表など)
  - キャンペーンサイトやランディングページに掲載する写真やイラスト
  - 会議やイベントなどの報告ページに掲載する写真
  - 制度の概要や各種データを示した図表
  - SNSに投稿される写真やイラスト
- 動画・音声コンテンツ
  - 制度の概要やメリットなどを紹介した広報動画(あらかじめ収録・編集を行って制作された動画)
  - 会議やイベントなどのライブ配信(ライブ配信される動画)
  - SNSに投稿される動画
  - 映像のみのコンテンツ
  - 音声のみのコンテンツ
- PDF
  - 会議次第や議事録、報告書などのPDF
  - 会議資料として提出された複雑な図表が盛り込まれたPDF

利用者の特性ごとに、どのような情報伝達手段を整備する必要があるのか確認していきましょう。

### 2.1.1 視覚障害／見えづらさを感じる利用者の特性

視覚情報の取得に困難があります。

- 全盲の方
  - 画像で表現された視覚情報をそのまま見ることはできない。画像に付与された代替テキストをスクリーンリーダー(画面読み上げソフト)や点字ディスプレイを通してテキスト情報として取得する
  - 映像で表現された視覚情報をそのまま見ることはできない。映像を代替するコンテンツ(書き起こしテキスト)をスクリーンリーダー(画面読み上げソフト)や点字ディスプレイなどをを通してテキスト情報として取得する
  - 映像の代替となる音声ガイド等を聞く
  - PDFで提供された情報をスクリーンリーダー(画面読み上げソフト)や点字ディスプレイを通して取得する
- 弱視・ロービジョンの方
  - 画像や映像で表現された視覚情報を見ることに困難がある
  - 小さな文字、低いコントラストなどに困難を感じることがある
  - 映像において視線移動を要する画面変化(頻繁なシーン転換、テロップ表示位置)への追従が困難なことがある

- 画像や映像で表現された視覚情報や、PDFで提供された情報を、画面拡大や色反転などの機能を用いて、自身の望む見え方に調整して閲覧する方もいる
- 画像に付与された代替テキストをスクリーンリーダー（画面読み上げソフト）や点字ディスプレイを通してテキスト情報として取得する方もいる
- 映像を代替するテキスト情報を、スクリーンリーダー（画面読み上げソフト）、点字ディスプレイなどで取得する方もいる
- 映像の代替となる音声ガイド等を聞く方もいる
- PDFで提供された情報をスクリーンリーダー（画面読み上げソフト）や点字ディスプレイを通して取得する方もいる
- まぶしさを感じやすい方
  - 明るい画面、明暗差の大きな画面に困難を感じる

また、視覚障害とは異なりますが、連続した閃光表現によって光感受性の発作を引き起こす可能性があります。ユーザーを危険にさらさないように細心の注意が必要です。

### 2.1.2 聴覚障害／聞こえづらさを感じる利用者の特性

音声情報の取得に困難があります。

- 聾（ろう）の方
  - 音声を代替する手話・キャプション（字幕）等を読み取る
- 難聴
  - 音声を代替する手話・キャプション（字幕）等を読み取る
  - （補聴器等を用いている場合であっても）音量の大きな変化、大きすぎる音への対応が困難なことがある
- 一定の音量、音域に対する聞こえづらさを感じる方など

## 2.2 考慮すべき利用環境・利用シーン

利用者に障害や身体的な困難がなくとも、利用している機器や状況によっては表現が制限される場合や、利用環境が限定的な場合があります。誰が利用するのかだけでなく、どんな場所で利用する可能性があるか、どんな状況下で利用する可能性があるかも考慮して、コンテンツを作成しなければなりません。

- 映像コンテンツを音声なしで利用する場合
  - 交通機関やビル外壁のサイネージ等での表示

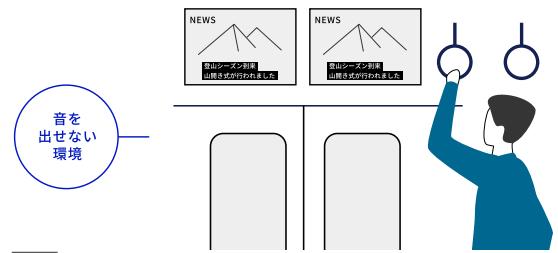


図2.2

- 映像コンテンツの音声を聞き取りにくい状況での利用
  - スピーカーやイヤホンがない、または壊れている
  - 静かなカフェや深夜帯のパブリックスペース等で見る
  - 周囲がうるさい環境で見る



図2.3

- 映像を見られない／見えづらい環境
  - 画面の全部または一部が破損している
  - 直射日光下など画面のコントラストが消失してしまう場合
  - 画面そのものが小さい、または遠い



図2.4

## 2.3

### アクセシビリティ確保の方針と対象範囲を確認する

「DS-671.2 ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」(デジタル庁)の「4.2 広報活動でのウェブを使った情報発信」で示している基本的なプロセスに沿って、ウェブアクセシビリティ対応の具体的な方法を示します。

#### 2.3.1

##### ウェブアクセシビリティ方針を確認する

まずは、ウェブサイト公開時に策定・公開したウェブアクセシビリティ方針を確認してください。通常、ウェブアクセシビリティ方針には、アクセシビリティ確保の対象とするコンテンツの範囲を示した「対象範囲」と、JIS X 8341-3:2016のどの適合レベルを目指すかを示した「目標とする適合レベル及び対応度」が記されています。新たに作成するコンテンツと公開しているウェブアクセシビリティ方針との間に食い違いが生じる可能性がないか、以下の点を確認しましょう。

#### 2.3.2

##### ウェブアクセシビリティ方針がない場合は策定する

ウェブアクセシビリティ方針を策定していない場合には、新たにウェブアクセシビリティ方針を策定・公開するようしてください。その際、HTMLページのみを対象範囲とし、PDFや動画等を対象範囲から除外しているケースがありますが、これは適切な方針とはいえません。作成するコンテンツがHTMLページであるか動画・PDFであるかを問わず、より多くのコンテンツがアクセシビリティ確保の対象範囲に含まれるように、組織内のフローや体制、調達のあり方などを見直すとともに、ウェブアクセシビリティ方針自体の記載内容を検討してください。

### **2.3.3 新たに作成するコンテンツが、アクセシビリティ確保の対象範囲に含まれるか確認する**

ウェブアクセシビリティ方針において、HTMLページのみを対象範囲とし、PDFや動画等を対象範囲から除外しているケースがありますが、これは適切な方針とはいません。作成するコンテンツがHTMLページであるか動画であるかを問わず、より多くのコンテンツがアクセシビリティ確保の対象範囲に含まれるよう、ウェブアクセシビリティ方針自体の記載を改めるよう努めてください。

アクセシビリティ確保の対象範囲は、特定のドメイン名またはサブドメイン名配下ディレクトリの一式などとすることが多いですが、例えば動画データをYouTubeに、記事データをSNSにというように、他の運営母体が管理するドメイン上で展開される運用となることがしばしばあります。そのような場合、それらのページはJIS X 8341-3:2016に基づく試験の対象外となります。動画や投稿記事の内容そのものが、ウェブアクセシビリティ方針を考慮したデータになっているかを作業単位でレビューして、アクセシビリティの確保に努めましょう。

### **2.3.4 方針に掲げる適合レベルを問わず、必要に応じ十分な品質を満たすことを目指す**

「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」（総務省）では、JIS X 8341-3:2016適合レベルAA準拠に加え、同規格の改正を見据えた取組を進めています。ですが、これは、少なくとも適合レベルAA準拠を求めるというものであり、適合レベルAAAの個別の達成基準へのさらなる対応を図ることを妨げるものではありません。例えば、手話の啓発動画を作成する場合、動画内に手話を含めることは適合レベルAAAにあたりますが、適合レベルAA準拠を超えた品質を目指することは、手話の話者にとって望ましい対応であるといえます。

このように適切な対応を行った上で、閲覧者等が当該サイト（コンテンツ）のウェブアクセシビリティ対応の状況を正しく理解しやすくするために、ウェブアクセシビリティ方針に「追加で目標とする達成基準」として、「1.2.6 手話（収録済み）（AAA）」を採用していると追記すると良いでしょう。

---

## **2.4**

### **企画段階でのアクセシビリティ確保**

コンテンツ案や原稿を確認し、ウェブアクセシビリティ上の課題がありそうなポイントを確認したら、必要な対応と工数を見積ります。外部の事業者に発注する場合は、見積の段階で予め工数を見積もっておく必要があります。具体的には、次の項目を確認します。

### **2.4.1 代替テキストの作成が必要になるイラスト、図表の洗い出し**

写真、イラストや図表等の情報には代替テキストが必要です。代替テキストは、被写体や描写物の様態や含まれている文字などの視覚情報を、スクリーンリーダーで読み上げできるようにテキストで説明したものです。

図表等がどのような情報を有しているか、前後にどんなテキストがあるかを確認し、対応が必要な図表等の有無、数量、取るべき対応を確認します。対応方法としては、必要な情報を漏れなく代替テキストに反映するほか、図表等の代替テキストで説明の記載箇所を示し本文に十分な説明を記す方法もあります。

## 2.4.2 見た目の装飾をしたいときは画像ではなくCSSのみで行う

ウェブサイトのデザインに装飾を施したいときはCSSを用い、装飾画像を直接配置してはいけません（注記）。

注記) WCAG の達成基準 1.1.1 [非テキストコンテンツ] には「装飾、整形、非表示」という画像の種類の記載があります。かつて CSS での表現が乏しかった時代は、装飾目的の画像を HTML の img 要素で置いたり、整形目的の画像（透明の伸縮自在な画像、いわゆる spacer.gif）を用いてレイアウトを行ったりしていました。いずれも現在は使われていない古い実装方法での画像を指しています。

## 2.4.3 代替テキストにおいても、トーンアンドマナーに気を配る

代替テキストの起案にあたっては文章表現にも気を配ることで、スクリーンリーダーで閲覧している利用者が、サイトやコンテンツの表現（トーンアンドマナー）とかけ離れた印象を受けないように、コンテンツ表現の一貫性を保つように工夫しましょう。

コンテンツの原稿に、文字や文章がたくさん含まれる図表が入ることが示唆されている場合は、いきなり長い代替テキストの検討に入るのではなく、まずは、図表の内容を本文で説明するようにして図表の内容を簡素化させたり、図表自体を内容に合わせて分割したりしてみてください。もしくは、図表自体をテーブル（表組）等に置き換えることができないかを検討してみましょう。スクリーンリーダーの仕様を鑑みて、代替テキストは 80 字程度までを目安にします（注記）。

注記) スクリーンリーダーによっては一度に読む文字数の最大値が設定でき、初期値がたとえば 100 文字となっています。最大値で一度読み上げが止まり、続きを読むかどうかを選択できるというものです。代替テキストは構造化されていないテキストの羅列であるため、あまり長いと内容を覚えるのにも困難をともないます。この初期値の中におさめることを企図して、目安を 80 文字程度としています。

図を作成したり写真を用意したりするタイミングで、同時に代替テキストを作ると、図表や写真に含まれる情報量が過剰であることや、余分な情報が含まれていることがわかります。原稿作成段階で代替テキストを準備しておくことを強く推奨します。

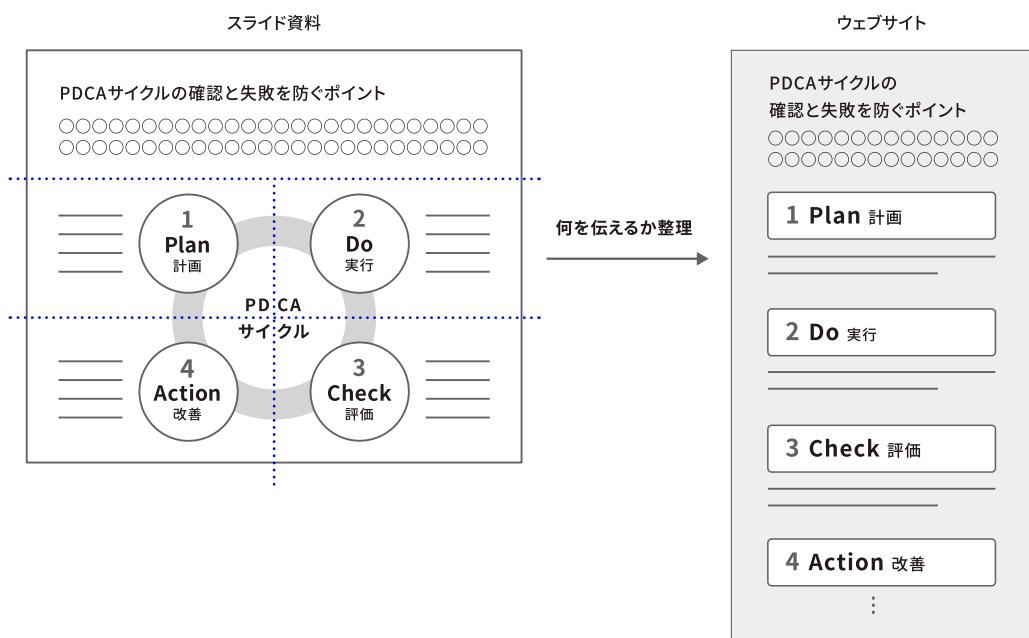


図2.5 スライド資料の内容はウェブサイト用に簡略化・分割する

## **2.4.4 PDF、スライド等の資料は、適切なフォーマットになっているか確認する**

基本的には、見出しや箇条書きなどが正しく記されたHTMLページが最もアクセシビリティが高いフォーマットです。PDF、スライド資料をそのまま掲載する前に、まずはHTMLページとして作成・公開できないかを確認してください。

PDF、スライド等の体裁が望ましいと判断された場合であっても、各フォーマット、各アプリケーションが有するアクセシビリティ機能・設定を可能な限り整えた状態にしてください。具体的には、以下の調整を行うことを推奨します。

- スライド資料の場合、適切な順序で読み上げられるようにテキストの読み上げ順序を調整する。
- PDF・スライド資料ともに、図表・画像が含まれる場合は代替テキストを付与する。
- PDFがスキャンされて画像化されたものになっている場合、元のデジタル資料をできる限り入手する。
- PDFに含まれるコンテンツの見出し、段落等が、適切にマークアップされているようにファイルを修正する。

これらの施策を実施しても、PDFが意図通りに読み上げられるためにはAdobe ReaderのようなPDF専用アプリケーションで開く必要があります。ブラウザ内でPDFを表示した場合は、設定通りの読み上げ順で読み上げられない、見出しレベルが正しく読み上げられないなど、アクセシビリティが確保できません。

しかし一般的には、ウェブを閲覧しているときに、PDFなどのHTML以外のデータもそのままブラウザで表示して閲覧するため、PDFに十分な設定が行われていても、利用者がアクセシブルに閲覧することは困難です(PDFをダウンロードして、ウェブを閲覧しているブラウザとは別にPDF閲覧用のソフトウェアを立ち上げなければなりません)。本当にPDFでなければ情報発信ができるのか検討し、慎重にPDFを利用してください。

## **2.4.5 動画配信を予定している場合、キャプション(字幕)や手話をつけ、聴覚情報の取得ができる状態を確保する**

次章「[3.映像コンテンツ・動画配信におけるアクセシビリティ](#)」で詳述します。

## **2.4.6 音声のない動画を作成しようとしていないか確認する**

動画自体に字幕が画像情報として埋め込まれている等の理由で、音声のない(字幕をスクリーンリーダー等を用いて再生できない)動画は、視覚的な情報を得られない利用者に対して、何の情報も提供できません。音声のない動画が必要な場合には、その動画が伝えようとしている内容を、できる限りテキストでも提供るようにしてください。

## **2.4.7 SNSで発信する場合、画像にどのような代替テキストを付与するか検討する**

次々章「[4.SNSでのアクセシビリティ確保](#)」で詳述します。

## 2.5 編集・作成段階でのアクセシビリティ確保

### 2.5.1 図表のアクセシビリティ確保

[[2.4.3 代替テキストにおいても、トーンアンドマナーに気を配る](#)] でも確認したように、図表のアクセシビリティ確保を行う場合、非常に長い代替テキストが必要なコンテンツを、なるべく減らすよう工夫していく必要があります。

HTMLで画像に代替テキストを付与するalt属性は、図表のような構造化された情報の伝達には向いていません。また、代替テキストは、ある程度簡潔にまとめる必要があるため、本来利用者に伝えるべき内容のすべてを表現しきれない場合があります。

そのため、文字や文章が多く含まれる解説図や、表現が複雑な図表が含まれる場合は、本文中に十分な説明を記載した上で、代替テキスト内では説明の記載箇所を示すなどの対策をすると良いでしょう。必要に応じて、以下の観点で図表等を改めることも検討してください。

- 伝えるべき内容を絞る
- シンプルな表現に作図し直す

具体的な代替テキストの記載例は、「DS-671.2 ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」〔3.2 必ず達成しなければならないもの〕（デジタル庁）を参照してください。特に、お知らせや告知などの文章を画像で投稿する場合は、文章をすべて代替テキストに付与してください。

注記) alt属性はHTMLの属性なので、代替テキストそれ自体をマークアップ（意味づけ、構造化）することができます。

### 2.5.2 動画のアクセシビリティ確保（配信サービスの対応状況を確認する）

動画配信サービスやアカウント種別によって、掲載可能な付加情報や、設定可能なアクセシビリティ関連項目には違いがあります。以下に対応状況を確認しておくべき情報・設定を例示します。

- 主たる掲載コンテンツの種類（画像、動画、PDF等）
- 利用可能なテキスト欄の種類、文字数の上限、マークアップの可否
- 動画再生時間の上限、画像掲載点数の上限
- 動画のコントロール（キーボードで操作できるかなど）
- 代替コンテンツの有無・文字数の上限
- キャプション（字幕）の自動生成・表示形式

利用予定の動画配信サービスの最新仕様を把握し、配信サービスの機能では補えないアクセシビリティの確保はコンテンツ自体の表現で行うなど、必要な対応がとれるようにしてください。

なお、配信サービス選定に際しては、当該サービスの認知度の高さだけではなく、それ自体のアクセシビリティが高いもの、配信コンテンツに設定できるアクセシビリティ機能が十分なものを選定理由に含め、アクセシビリティが確保できるかどうかの観点から選定するようにしましょう。

### 2.5.3 ライブ配信のアクセシビリティ確保

ライブ配信を行う場合、代替コンテンツをリアルタイムで提供する必要があります。昨今は配信サービス自体が文字起こし（ライブスクリプション、トランスク립ト等ともいいます）の機能を提供している場合があり、それによりキャプション（字幕）表示が可能（Teams、Zoom、YouTube等）。また、音声認識技術を用いた文字起こしを、さらにリアルタイムに修正できるサービスやソフトウェアもありますので、こうしたものを併用する機会も増えています。

なお、文字起こしの精度は日々進化していますが、より高い精度で情報保障ができるようにするには、配信前にあらかじめ準備が必要です。専門用語、固有名詞などは精度が低くなる要因となりますので、ライブ配信の登壇者に直接紐づく固有名詞や扱うテーマに関連した専門用語について、予め辞書登録をしておきましょう。また、実用性の向上や誤解の防止のためリアルタイムに文字起こしの内容を修正する作業者を確保することを推奨します（作業者については、配信の参加者から募るという方法もあります。誰でも良いというわけではありませんので、参加者から募る場合も一定のルールを定めて運用してください）。

キャプション（字幕）がわかりやすい人もいれば、手話がわかりやすい人もいます。また、自分のペースで理解したい人のためにも、アーカイブ配信をしたり、文字起こしの全文テキストを提供したり、あるいはレポート記事を作成してオウンドメディアに掲載したりといったアフターフォローも大切です。アフターフォローは、ライブ配信に参加できなかった人たちに対する情報保障にもなります。単一の方法だけでなく、できるだけ多様な手段で情報伝達することが望ましいでしょう。

## 2.6

### ウェブサイトを用いた広報の調達

「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」（総務省）では、JIS X 8341-3:2016適合レベルAA準拠に加え、同規格の改正を見据えた取組を求めており、政府の情報システム調達における標準的な対応となっています。JIS X 8341-3:2016は2016年時点でのアクセシビリティ要件であり、例えばモバイルに特化した事項が含まれていないなど、現実問題としての課題があります。そのため、認知障害や学習障害の利用者、ロービジョンの利用者、スマートフォンでの利用などに対応した達成基準を含むWCAG 2.2への対応も必要です。

コンテンツのアクセシビリティを確保するため、調達時に準拠すべきアクセシビリティ基準や品質確認手法、成果物について定め、受発注者の間で実施作業や納品物の認識に齟齬が生じないようにしましょう。

### 2.6.1

#### ウェブサイトを調達する際に調達仕様書に記載すべき事項

特別な事情がない限り、次の内容を記載してください。動画等の掲載するコンテンツのみを個別に発注する場合は【[3.1 動画の企画時の整理](#)】を参照してください。

##### 適合レベル及び対応度

JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：Webコンテンツ」の適合レベルAAに準拠することを目標とする。また、レベルAAAの

うち、以下の達成基準についても可能な範囲で適用すること。

- 2.1.3 キーボード（例外なし）の達成基準
- 2.3.2 3回のせん（閃）光の達成基準
- 2.4.8 現在位置の達成基準
- 3.2.5 要求による状況の変化の達成基準

また、スマートフォン等での操作を行うユーザーが増えていることを踏まえ「Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.1」で追加された達成基準についても、可能な範囲で適用すること。

- 1.3.4 表示の向き（レベルAA）
- 2.5.1 ポインタのジェスチャ（レベルA）
- 2.5.2 ポインタのキャンセル（レベルA）
- 2.5.4 動きによる起動（レベルA）
- 4.1.3 ステータスマッセージ（レベルAA）

本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2021年4月版」で定められた表記による。

また、代替コンテンツの提供だけでなく、そもそもコンテンツ自体のアクセシビリティが確保されていることが望ましいため、その旨を調達要件として明記しておくと良いでしょう。動画等制作が明確に業務に含まれている場合、上記達成基準に包含される内容ではありますが、以下のような平易な文章表現として明記しておくと、事業者の理解も進みます。

- アクセシビリティに配慮した映像表現
- キャプション（字幕）の提供（クローズドキャプションを推奨）
- 文字起こしテキストや音声ガイドなどの代替コンテンツの提供
- 内容に応じて、手話の提供を記載

キャプション（字幕）作成と代替コンテンツ作成はアクセシビリティ確保のために必須の作業ですが、作成には動画作成とはまったく別の工数が必要となるため、あらかじめ調達仕様に明記しておかないと、事業者に対応してもらえない場合があります。必ず記載してください。

また、手話対応のためには追加の工数が必要になりますので、手話の対応が必要なコンテンツの場合は、必ず記載しておかなければなりません。手話対応を行う場合、手話翻訳者や手話通訳者を手配する必要がありますので、費用や手配期間について各自治体の手話通訳派遣センター等に確認したうえで、スケジュールを踏まえた調達仕様書の記載にしておくことを推奨します。

手話対応の詳細は、[\[3.2.2 手話\]](#) を参考にしてください。

そのほか、YouTubeの説明(description)欄や再生リストなどのように、配信サービスが持つ固有の機能に関する記載・設定までを調達仕様書に具体的に記載することで、より効果的な情報提供につなげることができます。

## 2.6.2　納品物の規定

ウェブサイトを「JIS X 8341-3:2016 AA準拠」にするためには、JIS X 8341-3:2016に基づく試験を実施しなければなりません。JIS X 8341-3:2016 の「附属書 JB (試験方法)」や情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会 (WAIC) が公開している「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に則った試験を課し、適合レベルAAの達成基準すべてを満たすことを明示するため、下記に示す成果物を納品物として規定しておき、作成したコンテンツの他に、併せて提出を求める必要があります。

- 実装チェックリスト
- ウェブアクセシビリティ検証結果
  - JIS X 8341-3:2016に基づく試験実施及び結果の概要
  - 達成基準チェックリスト

試験実施方法等の詳細は「DS-671.2 ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」[ 2.3 JIS規格に対応したウェブサイトを作る ] (デジタル庁) を確認してください。

# 3

## 映像コンテンツ・動画配信におけるアクセシビリティ

動画のアクセシビリティを確保するには、動画に含まれる視覚情報と音声情報それぞれに対して、代替となるコンテンツを提供する必要があります。制作物にどのような情報が含まれるかを確認してください。本章では、映像・音声それぞれに対して付与すべき代替コンテンツの概要と関連する JIS X 8341-3:2016 等の達成基準、望ましい対応について解説します。

### 3.1 動画の企画時の整理

#### 3.1.1 映像・音声等の知覚手段に応じた情報の整理を行う

動画に含まれる情報を視覚情報と音声情報に分けて例示します。動画によってどのような情報が含まれるかは異なりますが、多種の情報が同時に提示され続ける情報量の多い表現手法である点が特徴です。

- 視覚情報
  - 登場人物
    - 人数
    - 属性（年齢、性別、外見上の特徴など）
    - 動作
  - 場面
    - 場所、配置、雰囲気
    - 場面転換
  - 映像内に配置された文字
  - 演出・視覚効果
- 音声情報
  - セリフ
  - ナレーション・解説
  - 音楽・歌（前景音としての音楽）
  - BGM（背景音としての音楽）
  - 効果音

### 3.1.2 配信手法に応じた検討の実施

アクセシビリティ確保の事前準備が可能なものか、即時的対応が必要になるのかという観点において、配信手法も考慮の対象となります。

- 収録
  - ライブ配信
- 

## 3.2 動画のアクセシビリティ確保

動画のアクセシビリティを確保するには、映像だけ、または、音声だけの表現を避けるなど、動画データ自体を理解しやすいものにする対応に加え、必要な代替コンテンツを備えることが不可欠です。動画に用いられる代替コンテンツの種類と、それらを備えるべき場合について以下に示します。

### 3.2.1 キャプション(字幕)

キャプション(字幕)は、動画の音声情報に同期して逐次表示される字幕テキストです。動画に含まれる音声情報にはキャプション(字幕)を提供する必要があります。キャプション(字幕)には、話されている内容だけでなく、効果音の説明(「正解を知らせるチャイム」「静かな足音」)や、音楽が流れていることの伝達を含めてください。ただし、フィラーワード(言い淀み)や雑音はキャプション(字幕)に含めないのが通常です。

キャプション(字幕)には、動画内に映像データの一部として埋め込まれ常に表示されるオープンキャプションと、動画とは別に準備されたテキストファイルによって生成され表示／非表示を切り替えることができるクローズドキャプションとがあります。JIS X 8341-3:2016では、オープンキャプションとクローズドキャプションのどちらを優先して利用すべきかについて言及はありません。しかし、クローズドキャプションには、文字サイズや文字色を変更したり、表示位置を調整したり、また、翻訳して表示できるといった閲覧における大きなメリットがあります。制作におけるメリットもあり、キャプション(字幕)の修正やアップデートがキャプション(字幕)だけで行える(動画を編集しなくてもいい)ことが挙げられます。このように利用者・制作者双方に有益であることから、クローズドキャプションを優先して利用することを推奨します。

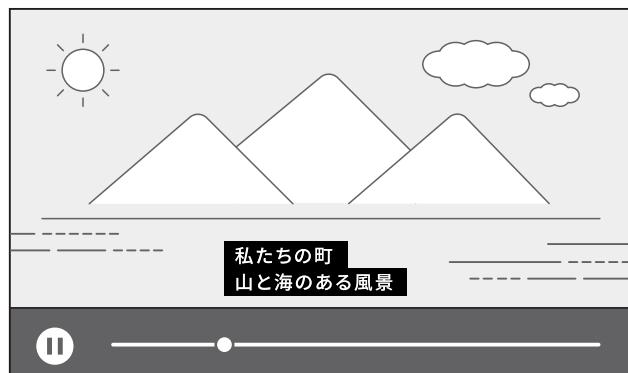


図3.1

### 3.2.2 手話

手話は、手と腕の動き、顔の表情または身体の姿勢の組み合わせを用いる言語で、動画の音声情報に同期して提供するものです。キャプション（字幕）と比べてイントネーションや感情、その他の音声情報を表現する能力があるため、より豊かな情報提示ができます。聴覚障害者向けに特化した動画や、手話をテーマにしたコンテンツに限らず、手話対応を検討してください。

手話対応は、時間をかけて手話表現を準備する場合の「手話翻訳」、その場で手話を表現する場合の「手話通訳」に区別されます。手話翻訳は、不特定多数の視聴者に向けて、時間をかけて正確で適切な表現を選ぶ作業であり、動画やアーカイブコンテンツなどで特に有効です。手話通訳は、リアルタイムでのコミュニケーション支援を目的としており、会議やイベントなどその場の対応に適しています。リアルタイムで提供された手話通訳は、その場のコミュニケーションを保障することを目的としているため、精度が十分でない可能性があります。アーカイブ配信やレポート記事を作成する際には、手話通訳の内容をそのまま使用せず、用語や文脈を正確に翻訳した手話翻訳を準備してください（手話通訳の内容が十分に正確である場合は手話通訳の内容をそのまま使用できます）。手話通訳と手話翻訳の両方を用意できない場合は、アーカイブコンテンツはテキストに起こしてHTMLページとして公開する、リアルタイム配信を行わず手話翻訳だけを実施する等の検討もしてください。

また、手話動画を制作する際には、手話言語は日本手話を選定するほか（注記）、映像全体のコントラスト比が適切であることを確認してください。特に、聾（ろう）・難聴者は視覚のみで情報を得るため、コントラスト比が高すぎると映像を長時間視聴することが困難になる場合があります。手話動画の挿入時には、以下の点に配慮してください。

- 背景色と手話翻訳者または通訳者の服装のコントラストを調整し、過度に強調しすぎないようにする
- 映像全体の視認性を確保しつつ、手話の動きを視覚的に認識しやすい設定を採用する
- 手話動画の視認性を高めるため、画面内の手話表示を横幅の3分の1、縦幅の2分の1程度とする
- 聾（ろう）・難聴者が品質を確認する

注記) 日本語を母語としない生活者等を対象とした主題の動画コンテンツでは、国際手話または対応する各国手話を選定する必要があります。

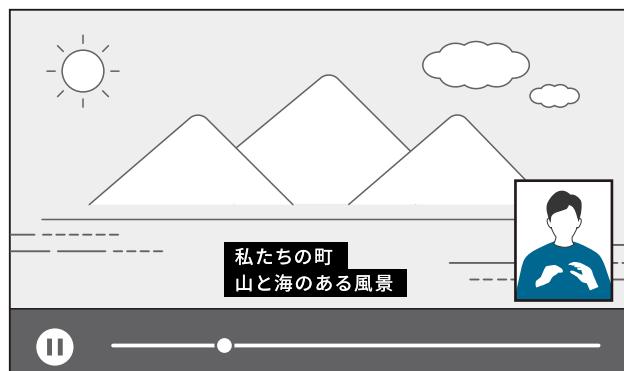


図3.2

### **3.2.3 音声ガイド(音声解説)**

音声ガイドは、主音声の内容に含まれない視覚情報を補足する、主音声とは別の音声情報です(テレビの二重音声放送でいう副音声に相当します)。動画の冒頭や場面転換時など、主音声が存在しないタイミングで、登場人物や場面に関する説明を加えるもので、主音声とは異なる声色・トーンで提供されることが通常です(主音声に加えて音声ガイドまで含めて動画音声とするものです)。

インタビュー映像や対談映像のように、ほぼすべての情報が主音声に含まれている場合には、音声ガイドはなくても構いません(話者の入退場、ふるまい、周辺風景等を説明するために音声ガイドを提供する場合もあります)。

### **3.2.4 書き起こしテキスト**

書き起こしテキストは、動画内の映像や音声の情報を文字として書き起こしたテキストです。配信サービスやソフトウェアの機能で提供され、自動で書き起こされてまとめたテキストとして取り出すことができます。書き起こしテキストは、動画の埋め込まれた位置の前か後ろに配置するのが通常です。例えばYouTubeでは、説明(description)欄には最大5000文字まで入力可能となっていますので、ここに、書き起こしテキストを直接入れる場合もあります。もしくは、書き起こしテキスト単体のテキストファイルを作成してリンクしても構いません。

書き起こしテキストを手動で作成する場合は、キャプション(字幕)と同様に流れた会話や音声自体だけでなく、効果音の説明や、音楽が流れていることの伝達等を含める必要があります。

---

## **3.3 動画コンテンツの種類・配信方法に応じた対応**

### **3.3.1 音声のみで映像がないコンテンツのアクセシビリティ確保**

音声のみで映像がない動画の作成は推奨されません。やむを得ず作成する場合には、動画のタイトルの先頭に「【映像なし】」のように明記し、動画の紹介テキストでもその旨を案内する必要があります。当該コンテンツとは別に、書き起こしテキストの提供に努めてください。

### **3.3.2 映像のみで音声がない動画コンテンツのアクセシビリティ確保**

映像のみで音声がない動画の作成は推奨されません。やむを得ず作成する場合には、動画のタイトルの先頭に「【無音声】」のように明記し、動画の紹介テキストでもその旨を案内する必要があります。当該コンテンツとは別に、書き起こしテキストや音声ガイドの作成・提供に努めてください。

### 3.3.3 音声つきの動画のアクセシビリティ確保

キャプション（字幕）と書き起こしテキストの両方を提供してください。また、音声ガイドを作成し主音声に加えて動画音声として提供することが必要です。キャプション（字幕）を付与する場合には、クローズドキャプションを推奨します。

### 3.3.4 ライブ配信のアクセシビリティ確保

キャプション（字幕）を提供してください。また、アーカイブ配信やレポート記事の作成も併せて検討してください。

参考) 動画等に適用される達成基準

- 1.2.1 音声のみ及び映像のみ（収録済）(A)
- 1.2.2 キャプション（収録済）(A)
- 1.2.3 音声解説、又はメディアに対する代替（収録済）(A)
- 1.2.4 キャプション（ライブ）(AA)
- 1.2.5 音声解説（収録済）(AA)
- 1.2.6 手話（収録済）(AAA)
- 1.2.7 拡張音声解説（収録済）(AAA)
- 1.2.8 メディアに対する代替（収録済）(AAA)
- 1.2.9 音声のみ（ライブ）(AAA)

## 3.4 動画撮影・編集時の工夫

動画の配信プラットフォームやウェブサイト上で適切な代替コンテンツを提供することがアクセシビリティ確保につながりますが、映像や音声そのものをアクセシブルにする工夫も重要です。動画の台本を作成する際に、以下の方法が採用できないかを検討しておきましょう。

- テロップ（またはオープンキャプション）のみによる情報提示をせず、等価な音声情報を付加する
  - 例：出演者の氏名・肩書などはテロップのみとせず、自身の発話を用いる
- 効果音のみによる情報提示をせず、視覚的な提示も併用する
  - 例：正解を知らせるチャイムが鳴ると同時に、「正解」の文字を表示する

また、BGMや環境音が大きいとナレーションなどの発話が聞き取りづらくなりますので、前景音と背景音には音量差をつけてください。適合レベルAAAの達成基準では、20デシベル以上の差をつけることを求めています。

### 3.5

## 動画に限定されない達成基準への対応

ここまでに記したキャプション（字幕）や音声ガイドなどの動画に限定した対応のほかに、JIS X 8341-3:2016 のレベルAAの達成基準のすべてを満たし、WCAG 2.2のレベルAAの達成基準にも十分な取組を進める必要があります。動画内のすべてのシーンにおいて、以下の事項を満たしていることを確認してください。

- 1秒間に3回を超える閃光を放つものがない
- 文字の表示が背景色に対して少なくとも 4.5:1 のコントラスト比がある
- コンテンツを理解するのに必要なグラフィックの表示が背景色（または隣接色）に対して少なくとも 3:1 のコントラスト比がある
- 色だけで情報を識別するキャプション（字幕）にしない
- 位置だけ、あるいは形状の違いだけで情報を識別するキャプション（字幕）にしない

また、使用する動画配信サービス自体が、以下を満たすことを確認してください。

- すべてのリンクやボタンがキーボードでも操作できる
- すべてのリンクやボタンでキーボードフォーカスが見えている
- 動画コンテンツを埋め込んだページで動画が自動的に再生されない

参考) 動画等に関連の深い達成基準

- 1.3.3 感覚的な特徴 (A)
- 1.4.1 色の使用 (A)
- 1.4.2 音声の制御 (A)
- 1.4.3 コントラスト最低限（最低限）(AA)
- 1.4.7 小さな背景音、又は背景音なし (AAA)
- 1.4.11 非テキストのコントラスト (AA)
- 2.1.1 キーボード (A)
- 2.2.2 一時停止、停止、非表示 (A)
- 2.3.1 3回の閃光、又は閾値以下 (A)
- 2.3.2 3回の閃光 (AAA)

### 3.6

## 動画制作におけるアクセシビリティ確保の手順と実例

### 3.6.1

#### キャプション（字幕）の作成

##### 手順1：クローズドキャプションの利用可否を確認する

まずは、使用する動画配信サービスにおいて、クローズドキャプションの利用可否を確認してください。クローズドキャプションが使える場合にはクローズドキャプションを、使えない場合にはオープンキャプションを用います。

## 手順2：映像と音声の差異を確認する

キャプション（字幕）で提供すべき情報は、音声でしか提供されておらず視覚的に認知できない情報です。音声情報に対してどのような文字や映像が不足しているのかを確認してください。

## 手順3：不足している情報に関する表現を検討する

音声でしか提供されていない情報は、言葉（セリフ、ナレーション・解説）、音楽・歌・BGM、効果音に大別されます。それぞれの基本的な対応は以下の通りです。

- 言葉（セリフ、ナレーション・解説）
  - 動画内で発せられている通りに記す
  - 話者が複数いる場合、話者が不明確な場合には、セリフの先頭にカッコ書きなどで話者を特定する
- 音楽・歌・BGM
  - 「(♪)」を記することで音楽が奏でられていることを伝える
  - 「(♪) ○○○○」と記することで歌詞であることを伝える
  - 曲を特定する必要がある場合や著名な楽曲などの場合には「曲：○○○○」と記すのも有効
- 効果音
  - 「(正解を知らせるチャイム)」、「(ガラスの割れる音)」、「(静かな足音)」、「(まばらな拍手)」などのように状況をカッコ書きで伝える
  - オノマトペ（擬音語）の単独使用は解釈の相違あるいは齟齬が生まれやすいので推奨しない
  - オノマトペと状況説明を併記することで雰囲気が伝わりやすくなることもある

以上はあくまでも基本的な対応です。動画によっては、周囲の音、フィラーワード（言い淀み）や咳払いなどが音声に含まれることがあります。それらを「情報」と見なすかどうか、状況に応じて柔軟に対応するようにしてください。また、画面に提示された資料を読み上げている状況であれば、キャプション（字幕）として再掲するのではなく、「(画面を読み上げています)」といった表示でカバーできるケースもあります。

## 手順4：キャプション（字幕）を作成する

オープンキャプションの場合には、動画編集ソフト上で、音声に同期したキャプション（字幕）を置いておきます。その際、読みやすい書体を選択し、読みやすい文字サイズ、読みやすい文字量と表示時間となるよう調整しておく必要があります。

クローズドキャプションの場合には、開始・終了のタイムスタンプと表示するテキストを列記した字幕ファイルを作成します。動画配信サービスごとにサポートされる字幕ファイルは異なります。ファイル形式によって表示スタイルのコントロールができるもの、一定のマークアップができるものがあつたり、書式にも差があつたりしますので、使用する動画配信サービスに合わせ、正確な記述をしてください。

なお、キャプション（字幕）は、1秒あたり6～8文字くらいが適当とされています。音声と等価であることを原則としながら、自然な言い回しとなるよう調整すると良いでしょう。

## 手順5：表示を確認する

動画を作成、または仮アップロードしたら様々な視聴条件、例えば、以下の状況での試行をお勧めします。

- 音声が聞けない、聞こえづらい状況下で視聴
- 映像が見えない、見えづらい状況下で視聴
- スマートフォンの向きを変えて視聴

視聴する際には、以下の点を確認してください。

- 音声情報と視覚情報の間に過不足や齟齬が生じていないか
- すべてのキャプション（字幕）が十分なコントラストを確保しているか
- すべてのキャプション（字幕）を目視するのに十分な表示時間があるか
- キャプション（字幕）が映像に干渉していないか
- 動画内の情報と動画プレーヤーのUIが干渉しないか

## 3.6.2 書き起こしテキストの作成

### 手順1：映像と音声、それぞれで提供されるすべての情報を確認する

書き起こしテキストの対象となる情報は、動画内で提供される映像と音声のすべてです。いつ、誰が、どんな状況で、何を、どのようにといった情報のすべてをテキストとして書き起こせるよう、すべてのシーンの状況を確認してください。

### 手順2：情報に応じた表現を検討する

書き起こしテキストに含める内容は、視覚情報としては、登場人物、場面、映像内に配置された文字、音声情報としては、言葉（セリフ、ナレーション・解説）、音楽・歌・BGM、効果音に大別されます。それぞれの基本的な対応は以下の通りです。

#### 視覚情報

- 登場人物や場面
  - 場面の始まりや場面の転換の際に、状況や画面内的人物、背景等を説明する
    - 例：喫茶店、席に着いた男はメニューも開かずスマートフォンを見ている
    - 例：カメラに向かって話す○○さん
- 映像内に配置された文字
  - 文字が表示されたタイミングで、映像内と同じ表記でテキスト化する
  - シーンが進んでも一定時間表示され続ける文字は、開始・終了時分も付加しておく

#### 音声情報

- 言葉（セリフ、ナレーション・解説）
  - 動画内で発せられている通りに記す
  - 話者が複数いる場合、話者が不明確な場合には、セリフの先頭にカッコ書きなどで話者を特定する

- 音楽・歌・BGM
  - 「(♪)」を記することで音楽が奏でられていることを伝える
  - 「(♪) ○○○○」と記することで歌詞であることを伝える
  - 曲を特定する必要がある場合や著名な楽曲などの場合には「曲：○○○○」と記すのも有効
- 効果音
  - 「(正解を知らせるチャイム)」、「(ガラスの割れる音)」、「(静かな足音)」、「(まばらな拍手)」などのように状況をカッコ書きで伝える
  - オノマトペの単独使用は解釈の相違あるいは齟齬が生まれやすいので推奨しない
  - オノマトペと状況説明を併記することで雰囲気が伝わりやすくなることもある

### 手順3：書き起こしテキストを作成する

手順2で検討した内容を、動画の流れに合わせてテキスト化します。その際、「(テロップ)」「(ナレーション)」「(映像)」といった種別を付加することで、元の動画内でどのような表現がなされていたのかを理解しやすくなります。

書き起こしテキストは、動画と同じページ内に置くのでも、または動画とは別のページに置くのでも、どちらでも構いません。別のページに作成した場合には「動画の内容をテキストで読む」「動画の書き起こしテキスト」のように動画を代替するテキストであることがわかるようなリンクを設けてください。

書き起こしテキストをHTMLで作成できる場合には、各章の始まりに見出しを付与するなど構造を明確にしておくと理解の助けになります。

### 手順4：表示を確認する

動画と作成した書き起こしテキストを見比べ、情報の過不足を確認してください。また、掲載したページで書き起こしテキストそのもの、もしくはそれへのリンクを容易に見つけることができるかも確認してください。

## 3.6.3 音声ガイド（音声解説）の作成方法

### 手順1：映像と音声の差異を確認する

音声ガイドで提供すべき情報は、映像でしか提供されておらず主音声での説明が不足している情報です。映像で表現されている登場人物や場面、映像内に配置された文字などでセリフやナレーションから漏れている情報を確認してください。

### 手順2：動画内の無音時間、セリフの合間がどの程度あるか確認する

音声ガイドは、主音声が存在しないタイミングで、登場人物や場面に関する説明を加えるものです。動画中に常時音声が流れ続ける場合や、セリフの合間が極端に短いケースにおいては、必要な音声ガイドを提供することができません。

手順1で確認した情報が、この手順で確認した時間内に収まる見込みであれば、手順3に進んでください。そうでない場合には、動画を一時停止して、音声解説を提供する「拡張音声ガイド」の提供を検討することや、（無音時間部分を長くした）動画の音声ガイド付きバージョンを提供することなどを検討ください。

### 手順3：情報に応じた表現を検討する

映像でしか提供されていない情報は、登場人物、場面、映像内に配置された文字に大別されます。それまでの基本的な対応は以下の通りです。

#### 視覚情報

- 登場人物や場面
  - 場面の始まりや場面の転換の際に、状況や画面内の人物、背景等を説明する
    - 例：喫茶店、席に着いた男はメニューも開かずスマートフォンを見ている
    - 例：カメラに向かって話す○○さん

#### 映像内に配置された文字

- 文字が表示されるタイミングで、映像内と同じ表記で音声化する

### 手順4：音声ガイドを作成する

手順3で検討した内容を、主音声が存在しないタイミングに挿入してください。音声ガイドである旨を述べる必要はありませんが、主音声とは異なる声色・トーンで提供するようにしてください。その際、副音声を用いることが有用です。

### 手順5：表示を確認する

音声ガイド付きの動画を再生し、以下の点を確認してください。

- 映像だけで提供される情報が、漏れなく音声ガイドに含まれているか
- 音声ガイドが主音声と被ることなく、両者を明確に区別できるか

## 3.6.4 字幕生成ツールや音声ガイドツールの活用

動画の代替コンテンツ制作には、動画を元にしたいいくつかの素材が必要です。例えば、音声を書き起こしたテキストや音声ガイド用の音声ファイルなどです。

これらには、誤字・脱字や読み間違いがない、音質がクリア、イントネーションが自然など一定の品質は必要ですが、それぞれを専門の業者に委託しなければならないという性質のものではありません。一般的に利用されるソフトウェアや無料のサービスを用いて作業することができます（注記）。

参考) 代替コンテンツ作成に活用できるソフト

- 音声をテキストに書き起こす
  - Word for Microsoft 365
  - UD トーク
  - YY文字起こし
  - YouTube（自動字幕起こし機能）
- テキストから音声ファイルを生成する
  - Amazon Polly
  - 音読さん

- キャプション（字幕）の付与
  - YouTube Studio
  - iMovie、Adobe Premiere Pro 等動画編集ソフト
- 書き起こしテキストをライブ配信する
  - UD トーク

注記) ツールやサービスの利用にあたっては、組織毎の情報セキュリティポリシーを遵守してください。

### 3.6.5 動画へのリンクテキスト

動画にリンクする場合は、動画のタイトルにYouTubeなどのサービス名、動画の長さ、動画ファイルのファイルサイズなどを付け加えることで、リンク先のコンテンツを予見しやすくなります。

- 例：`<a href=" … " >「目が見えなくても手続ができる社会をつくる」ウェブアクセシビリティを改善する方法 (YouTube 6分14秒) </a>`

また、音声ガイドがある場合は、そのことが分かるタイトルにすると分かりやすいです。

- 例：`<a href=" … " > (音声ガイド版) 「目が見えなくても手続ができる社会をつくる」ウェブアクセシビリティを改善する方法 (YouTube 6分14秒) </a>`

# 4

## SNSでのアクセシビリティ確保

広報活動においては、SNSによる情報発信も重要な役割を果たしています。しかし、各SNSの仕様によりアクセシビリティ対応が制限される場合があるため、すべての利用者に公平な情報提供が難しいこともあります。そのため、SNSを積極的に活用しながら、アクセシビリティが確保されたウェブサイトにおいても等価な情報を提供し、誰もが問題なくアクセスできる環境を整えることが肝要です。

### 4.1 SNSの位置付け

SNSは以下のような情報の発信に向いています。

- 即時的な拡散を期待する内容
- フォロワーの関心を引きやすい短く視覚的なコンテンツ
- フォロワーのリアクションやシェアを促し、多くの人にリーチしやすい情報

ウェブサイトは以下のような情報の発信に向いています。

- 詳細で正確な情報や、利用者が継続して参照する必要がある情報
- 手続きや申請方法などの重要な情報
- 法令や条例、予算報告などの信頼性が重視されるコンテンツ

SNSでは、投稿可能な文字数や利用できる機能の都合上、正確な表現が叶わなかったり、代替情報が不足したりする懸念がありますが、だからといってアクセシビリティ対応が不要とするのは誤りです。

現在提供されているアクセシビリティ関連機能を正しく理解し、可能な限りの対応を心掛けてください。

## 4.2

## ツールの選定とツールごとの対応

X、Facebook、Instagram等さまざまなSNSが存在しますが、それぞれのアクセシビリティ対応状況には差があります。

SNS	画像の代替テキスト	動画のキャプション（字幕）
X	◦自分で追加可能	◦自動生成されたクローズドキャプションが付与される ◦自分が作成したキャプション（字幕）のデータと置き換え可能
Facebook	◦自動生成される ◦編集可能	◦オプション設定を有効にしているとクローズドキャプションが自動生成される ◦編集は不可能
Instagram	◦自動生成される ◦編集可能	◦オプション設定を有効にしているとクローズドキャプションが自動生成される ◦編集は不可能
YouTube	—	◦自動生成される ◦編集と自分が作成したキャプション（字幕）のデータと置き換え可能

表) 各SNSのアクセシビリティ対応状況 (2025年3月時点)

投稿内容に動画を含む際には、【[3. 映像コンテンツ・動画配信におけるアクセシビリティ](#)】を参考に、利用可能な代替コンテンツを確認し、動画自体のアクセシビリティを高める工夫を施すことで、十分な対応となるようしましょう。

配信サービスやSNS自体のアクセシビリティが不十分な場合は、当該サービスの運営者に対するアクセシビリティ改善の継続的な要望やフィードバックを行うとともに、アクセシビリティが確保された代替サービスの導入、アクセシビリティの確保された自身のウェブサイトへの動画掲載をするなどして、より多くの方が情報にアクセスできる手立てを確保できるようにしましょう。サービスの開発者がアクセシビリティを向上させるための情報やヒントを得ることが期待でき、行政機関はアクセシビリティを損ねることなく、サービス利用による認知度向上等を見込むことができます。

# 5

## 評価と改善

調達時にアクセシビリティ要件を明示し、JIS X 8341-3:2016及びWCAG 2.2の達成基準を満たすようにコンテンツを作成します。その後、サービスにおける機能や表示の確認を経て、アクセシビリティが確保されたコンテンツが公開されます。

委託事業であれば、事業者が実施するJIS X 8341-3:2016に基づく試験によって、客観的なアクセシビリティ品質が担保されます。しかし、単に達成基準に適合するだけでなく、障害のある方にとって使いやすいウェブコンテンツを目指す取り組みや、組織全体で継続的にアクセシビリティを維持・向上する仕組みの構築が求められます。

### 5.1 コンテンツチェックリストの活用

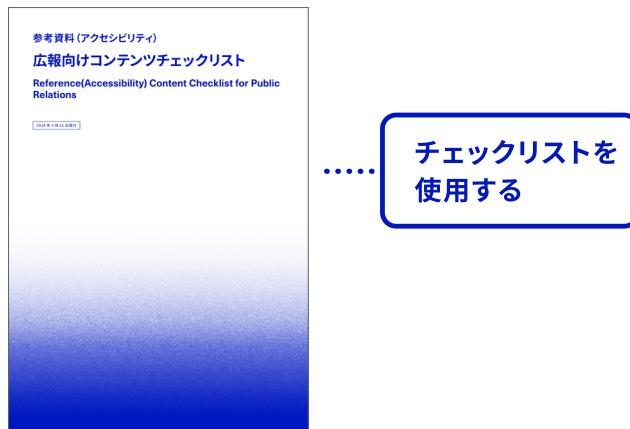


図5.1

デジタル庁では本ガイドブックの参考資料として、作成したコンテンツのアクセシビリティを簡易的に評価するためのチェックリストを用意しました。JIS X 8341-3:2016及びWCAG 2.2を網羅するものではありませんが、広報コンテンツを作成した際のファーストチェックとして用いたり、定期的な簡易評価ツールとして活用したりすることができます。

ここではチェック項目のみを列記します。別途、各項目の説明を付した「参考資料（アクセシビリティ）広報向けコンテンツチェックリスト」(デジタル庁)を公開していますので、併せてご活用ください。

## 共通チェック項目

- 
- 1 点滅するコンテンツを置かない
- 2 自動再生するアニメーションや移動するコンテンツを置かない
- 3 タイトル（title 要素）には、ページの主題を反映する
- 4 h1 要素には、ページの主題を反映する
- 5 見出しには、h1～h6 要素、箇条書きには、ul・ol 要素を用いる
- 6 すべてのリンクやボタンがキーボードでも操作できることを確認する
- 7 すべてのリンクやボタンでキーボードフォーカスが見えている状態を確認する
- 8 何らかの情報を伝えている画像には、代替テキストを設定する
- 9 背景色と文字色には、4.5:1 のコントラスト比を確保する
- 10 色の違いだけで、情報を区別しない
- 

## 動画コンテンツ向け追加チェック項目

- 
- 1 動画内の音声に対して、キャプション（字幕）を付ける
- 2 動画内の視覚的情報（情景、登場人物や場面の変化など）の代替情報を設ける
- 

## 入力フォームを含むコンテンツ向け追加チェック項目

- 
- 1 何を入力する欄なのかをテキストで明示する
- 2 必須入力項目には、それぞれに「※必須」と記す
- 

なお、このチェックリストは簡易的な評価のためのリストのため、ウェブアクセシビリティの試験の内容とは異なります。調達仕様や要件定義に記載すべき表現については、[[2.6 ウェブサイトを用いた広報の調達](#)]等を参考にしてください。

## 5.2

## 改善のサイクル

作成したコンテンツそのもののアクセシビリティ品質を評価することが重要ですが、それ以上に、次回コンテンツ作成時に向けた作業プロセスの見直しも重要です。特に、広報コンテンツは、新たなフォーマットで記事を作成するばかりでなく、定型化されたフォーマットを用いてシリーズ化・連載化される記事もあることでしょう。

- 想定以上の工数を要したポイントを明確にしておく
- 一時的・代替的な対応に留まった部分を、理由とともに明確にしておく
- 解決できなかった問題点を明確にしておく
- テンプレートやルールとして定めるべき点を挙げる

このような振り返りと、手法・書式の整備を繰り返すことで、自然とアクセシビリティが高められるようなサイクルが期待できます。また、コンテンツ作成以外の周辺の取り組みとして、アクセシビリティを強く意識付けプロセスを定着させるため、以下の機会を設けることをデジタル庁では推奨しています。

- 定期的にアクセシビリティの講習を受ける
- 当事者の疑似体験をする
- 当事者と会話する機会を作り、声を活かす

# 6

## 付録

---

### 6.1

#### リンク集

ウェブアクセシビリティに関するツールや情報は、多くがインターネットで公開されています。詳しくは「DS-671.2 ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」(デジタル庁)を参考にしてください。

#### 利用・配布

- [政府標準利用規約 \(第2.0版\)](#)
- [CC BY 4.0 \(クリエイティブコモンズ \(CC\) - 表示 4.0 国際\)](#)
- [コピーライトポリシー \(デジタル庁\)](#)

# 索引

## あ行

### アクセシビリティ

- 「ウェブ——が確保できている」状態の説明 ..... 8
- 確保の方針と対象範囲を確認 ..... 11
- の改善と評価 ..... 32
- の改善サイクル ..... 34

### 音声解説

- 音声解説 ..... 音声ガイド(音声解説)を見よ
- (音声解説)に関する説明 ..... 22
- の作成方法 ..... 27
- 字幕生成ツールや——ツールの活用 ..... 28

## か行

### 書き起こしテキスト

- に関する説明 ..... 22
- の作成方法 ..... 26

### キャプション(字幕)

- に関する説明 ..... 20
- の作成方法 ..... 24
- オープン—— ..... 20
- クローズド—— ..... 20

### コンテンツ

- 新たに作成する——は、対象範囲に含まれるか ..... 12
- 代替—— ..... 20

## さ行

### 手話

- に関する説明 ..... 21

### 字幕

- 字幕 ..... キャプション(字幕)を見よ
- 使用可能な——生成ツールや音声ガイドツールの活用 ..... 28

## た行

### 代替テキスト

- の作成が必要になるイラスト、図表の洗い出し ..... 12
- イラスト、図表が複雑な場合の——対応 ..... 15

### チェック

- コンテンツ——リスト ..... 32
- 共通——項目 ..... 33
- 動画コンテンツ向け追加——項目 ..... 33
- 入力フォームを含むコンテンツ向け追加——項目 ..... 33

### 調達仕様書

- への記載 ..... 16

- に記載すべきアクセシビリティ要件 ..... 16
- における納品物の規定 ..... 18

### 動画

- 音声のない——を作成しようとしていないか ..... 14
- 配信手法 ..... 20
- のアクセシビリティ確保 ..... 20
- に応じた対応 ..... 22
- 音声つきの—— ..... 23
- に限定されない達成基準への対応 ..... 24
- 制作における手順と実例 ..... 24
- へのリンクテキスト ..... 29

### トランスクript

- トランスクript ..... 書き起こしテキストを見よ

## は行

### 配信サービス

- の仕様への対応 ..... 15

### フォーマット

- PDF、スライド等の資料が適切な——になっているか ..... 14

## ら行

### ライブスクリプション

- ライブスクリプション ..... 書き起こしテキストを見よ

### ライブ配信

- の場合の文字起こし ..... 16

### 利用者

- 視覚障害／見えづらさを感じる—— ..... 9
- 聴覚障害／聞こえづらさを感じる—— ..... 10
- の特性 ..... 8

### 利用環境

- 考慮すべき——・利用シーン ..... 10

## S

### SNS

- の位置付け ..... 30
- ツールの選定とツールごとの対応 ..... 31